資料№10	総務文教常任委員会所管事務報告資料 令和８年 10 月５日【教育部教育総務課】

恵庭市立学校における働き方改革推進計画の一部改訂について

１　改定の背景

令和７年６月に成立した「公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法」の改正に基づき、服務を監督する教育委員会は、文部科学大臣が定める指針に即して「業務量管理・健康確保措置実施計画」を定めることとされたことを受け、道教委は令和８年３月に学校における働き方改革の推進計画である「北海道アクション・プラン」を「業務量管理・健康確保措置実施計画」として位置付ける一部改訂を行った。

恵庭市教委においても、道教委と同様に、既存の「恵庭市立学校における働き方改革推進計画」を「業務量管理・健康確保措置実施計画」として位置づけるための一部改訂を行う。

２　一部改訂の主な内容

▸「業務量管理・健康確保措置実施計画」としての位置づけ

⇒「恵庭市立学校における働き方改革推進計画」を「業務量管理・健康確保措置実施計画」として位置づけることや、策定後、総合教育会議に報告することを明記

▸ 時間外在校等時間の目標に関する説明を追加

⇒「令和 11 年度までに、教職員の 1 か月当たりの時間外在校等時間の平均 30 時間程度」の実現を図るという説明を追加

▸「学校と教師の業務の 3 分類」の修正

⇒業務分担の見直しや適正化を図る際には、新たに示した「学校と教師の業務の 3 分類」の内容を踏まえる

▸「Action2　部活動指導に関わる負担の軽減」の修正

⇒市教委の策定する「恵庭市立学校に係る部活動の在り方に関する方針」改正に伴う修正

▸「学校における働き方改革の推進に当たっての留意事項」の修正

⇒国指針及び通知の留意事項を踏まえ一部文言を修正

３　今後の予定

・総合教育会議への報告